

# 誓 約 書

今般、計量装置設置計画確認申請にあたり、計量法施行令第 18 条の規定に従い、有効期間である 8 年間を経過した水道メーターについては、直ちに交換を行います。

万が一、交換を怠った場合においては、市長の勘案した認定方法により水量の認定を受けても異議異存ありません。

以上、誓約いたします。

年 月 日

大船渡市長 様

住所

氏名

⑩